



3水大第174号  
令和3年(2021年)9月27日

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会長 様

長野県環境部長

海域の窒素含有量の暫定排水基準の見直しについて(通知)

海域の窒素については、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)附則第2項において暫定的な排水基準(以下「暫定排水基準」という。)を設定しているところですが、今般、環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知ください。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

窒素含有量に係る暫定排水基準が設定されている業種のうち、天然ガス鉱業について窒素含有量に係る現行の暫定排水基準の適用期間を令和5年9月30日まで延長する。

なお、令和3年9月時点において、県内に該当する事業場は存在しない。

環境部 水大気環境課 水質保全係  
(課長)仙波 道則 (担当)飯島 庸平  
防災無線 8-231-2756  
電話 026-235-7162(直通)  
ファクシミリ 026-235-7366  
電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

環水大水発第 2109241 号  
令和 3 年 9 月 24 日

都道府県知事 殿  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長  
(公印省略)

### 海域の窒素含有量の暫定排水基準の見直しについて

海域の窒素については、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）附則第 2 項において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、天然ガス鉱業に係る暫定排水基準の適用期間は令和 3 年 9 月 30 日までとなっている。

現時点での天然ガス鉱業における排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準（一般排水基準）への対応の可否を確認した結果、現行の暫定排水基準のまま、適用期間を令和 5 年 9 月 30 日まで延長することとした。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年環境省令第 16 号。以下「改正省令」という。）を令和 3 年 9 月 24 日に公布し、同年 10 月 1 日から施行するものである。

については、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1 改正の内容

暫定排水基準が適用されている業種のうち、天然ガス鉱業について窒素含有量に係る現行の暫定排水基準の適用期間を令和 5 年 9 月 30 日まで延長する。改正省令施行後の暫定排水基準については、下表のとおりである。

(単位：mg/L)

| 業種その他の区分 | 現行<br>(平成30～令和3年) |          | 見直し後     |          |                         |
|----------|-------------------|----------|----------|----------|-------------------------|
|          | 基準値               |          | 基準値      |          | 期間                      |
|          | 許容<br>限度          | 日間<br>平均 | 許容<br>限度 | 日間<br>平均 |                         |
| 天然ガス鉱業   | 160               | 150      | 160      | 150      | 令和3年10月1日～<br>令和5年9月30日 |

## 2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

- (1) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する（附則別表備考4）。
- (2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用する（附則別表備考5）。

## 3 暫定排水基準の適用事業場に対する指導について

暫定排水基準は、一般排水基準への対応が技術的に困難な業種に対して、時限つきで暫定的に認めている基準値である。改正省令による改正後の暫定排水基準及びその他の暫定排水基準が適用されている特定事業場に対して、各適用期間終了後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いする。